

様式

## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年8月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	宮崎県
3. 市区町村名	日向市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	74-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.hyugacity.jp/display.php?cont=170907165544">http://www.hyugacity.jp/display.php?cont=170907165544</a>

執行機関名 日向市長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
事務の名称	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	日向市子どもの医療費の助成に関する条例(平成25年日向市条例第5号)による医療費助成に関する事務であって規則に定めるもの
番号法別表第1の項	56	
番号法別表第2の項	74	
番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及びの該当部分		日向市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第2の項日向市子どもの医療費の助成に関する条例(平成25年日向市条例第5号)による医療費助成に関する事務であって規則に定めるもの
事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法第1条	日向市子どもの医療費の助成に関する条例第1条
事務の趣旨又は目的	全て児童は児童の権利に関する条例の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保護される権利を有する	この条例は、子どもの医療費の一部を助成することにより、子どもの疾病等の治療を容易にし、子どもの保健福祉の増進と健全な発育の促進を図ることを目的とする
独自利用事務の関連規範		日向市子どもの医療費の助成に関する条例 宮崎県子育て支援乳幼児医療費助成事業費補助金交付要綱